

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関連法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 公告日

令和7年7月14日（月）

2 競争入札に付する事項等

(1) 業務名

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練における会場映像・音響設備等運営業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

(3) その他詳細

別紙仕様書のとおり

3 発注者

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

（奈良県庁主棟2階（奈良県総務部知事公室消防救急課内））

電話番号（直通） 0742-27-8423

4 競争入札に参加する者の資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書提出時点において、奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q5 公告・イベント業務」に登録している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地
奈良県庁会計局総務課調達契約係（県庁主棟 1 階）
電話番号 0742-27-8908

- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （５）平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- （６）平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 競争入札参加資格の確認

- （１）この一般競争入札に参加を希望する者は、「4 競争入札に参加する者の資格」に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。下記の提出期限までに必要書類を提出してください。また、入札参加者は、開札の日の前日までの間において、委員会から提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

①提出書類

競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）

②提出期限

令和 7 年 7 月 28 日（月）17 時まで（必着）

③提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

令和 7 年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会
（奈良県庁主棟 2 階（奈良県総務部知事公室消防救急課内））

電話番号（直通） 0742-27-8423

④提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。

また、封筒に「令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練における会場映像・音響設備等運營業務に係る競争入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

⑤提出部数

1部

⑥その他

- ・提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- ・提出された書類は、審査に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
- ・提出された書類は返却しません。

(2) 審査結果については、令和7年8月5日(火)までにメールにて通知します。

6 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は実施しません。質問票(第5号様式)を電子メールにて提出してください。

口頭での問い合わせには対応しません。なお、提出された書類等は返却しません。

(1) 提出期限及び場所

①提出期限

令和7年7月18日(金)17時受信分まで(必着)

②提出場所

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

(奈良県庁主棟2階(奈良県総務部知事公室消防救急課内))

電話番号(直通) 0742-27-8423

メールアドレス kinentai@office.pref.nara.lg.jp

(2) 提出方法

電子メールにて提出してください。

なお、必ず電話連絡のうえ、回答先となる受信者名、連絡先等を明記して、提出期限までに到着するようにしてください。(電話連絡が無かったために、当方が受領を確認できなかった場合は、委員会は一切の責任を負えません。)

(3) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

①回答日(予定)

令和7年7月23日(水)

②回答方法

競争上の地位その他正当な利益を妨げるおそれのあるものを除き、奈良県総務部知事公室消防救急課のホームページに掲載します。

(URL: <https://www.pref.nara.jp/1625.htm>)

7 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額（契約時点の消費税及び地方消費税額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札は、郵便により入札を行います。所定の入札書（第 2 号様式）を作成し、封をした上（別紙「入札書封緘例」参照）、所定の場所及び日時までに提出してください。
- (3) 入札者は、提出した入札書を引き換え、変更し又は取り消すことはできません。
なお、錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届（第 3 号様式）」を「3 発注者」で示す場所に令和 7 年 8 月 7 日（木）17 時（必着）までに提出すること。なお、この場合は本案件の入札に以後参加できないこととする。
- (4) 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札（2 回目）を行います。入札書は、初度（1 回目）の入札に係る入札書と再入札（2 回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。
- (5) 初度入札に係る入札書と共に再入札に係る入札書を提出する場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書（再入札を辞退する場合を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「入札書（初度入札）」、「入札書（再入札）」又は「入札書（再入札辞退）」とそれぞれ朱書きしてください。
- (6) 再入札を辞退する場合は一般競争入札辞退届（第 4 号様式）を（3）で記載の「入札書（再入札辞退）」と記載した封筒に封緘し、提出してください。
- (7) 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ提出されているときは再入札を辞退したものとします。
- (8) 封緘された入札書が、初度又は再入札の明記の区別なく提出されたとき、又はそれぞれの入札書が 1 通に封緘されて提出されたときは、同一入札者がなした 2 以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、提出された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

8 開札の日時・場所

日時：令和 7 年 8 月 8 日（金）10 時 00 分から

場所：奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県庁災害対策本部室（奈良県庁東棟 2 階）

開札の 10 分前から立会者の入室を認めます。

立会者は入札参加事業者につき 1 名までとします。

ただし、入札者が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて

これを行う場合があります。

9 郵便による入札

- (1) 郵送時の入札書の提出場所、契約条項を示す場所、発注者の名称及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地
令和 7 年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会
(奈良県庁主棟 2 階 (奈良県総務部知事公室消防救急課内))
電話番号 (直通) 0742-27-8423

(2) 入札書の提出方法

入札書は郵便にて差し出してください。書留郵便とし、封書の表面に「令和 7 年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練における会場映像・音響設備等運営業務に係る入札書」と朱書きし、令和 7 年 8 月 7 日 (木) 17 時までに (1) で示す場所に到着 (必着) するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札 (2 回目) を行います。入札書は、初度 (1 回目) の入札に係る入札書と再入札 (2 回目) に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

10 入札書について

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額について日本国通貨 (アラビア数字で表記すること。) とします。
- (2) 入札は、入札書 (第 2 号様式) によります。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に注意してください。
入札する場合の印章にあっては奈良県 (会計局総務課調達契約係) に届け済みのものとします。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなくてはなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に入札者氏名及び「令和 7 年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練における会場映像・音響設備等運営業務に係る入札書」と記入してください。また、封筒の裏は代表者印で封印してください。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
(2) 知事の定める入札条件に違反した入札

- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし
ます。なお、1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がな
い場合は直ちに再度入札を行う場合があります。ただし、1回目の入札において、
無効な入札をした場合は、再度入札に参加することはできません。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合、「くじ」にて決定します。
「くじ」を辞退することはできません。落札候補者となるべき同価格の入札者のう
ち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「く
じ」を引かせてこれを行います。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもっ
て入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履
行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度入札で落札者がいない時は、再度入札で最低価格を提示した者と随意契約を行う
場合があります。

13 入札の停止

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札
を中止することがあります。この場合における損害は、委員会は補償しません。

14 契約書作成

- (1) 本契約は、契約書の作成を要します。なお、契約締結に要する費用は、落札者の負
担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の
規定に基づき、速やかに契約を締結するものとします。
15(3)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付
してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、締約締結までに、それ
を証明する書類を提出してください。

15 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とします。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札書に記載する金額の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 4 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当することを証明する書類を提出し、該当することを確認できた場合は、入札保証金を免除します。

納付した入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、落札者が決定した後直ちに還付しますが、落札者に係る入札保証金は、落札者との契約締結と同時に還付します。

落札者の納付した入札保証金は、落札者からの書面による申出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金の納付方法については、入札保証金を納める必要がある者に別途通知します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

契約保証金の納付方法については、契約保証金を納める必要がある者に別途通知します。

(4) 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

(5) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けたもの入札関連の文書を、本件入札及び契約等以外の目的に使用してはいけません。

(6) 入札後、不明な点があったことを理由として異義を申し立てることはできません。

(7) 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結までに落札者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

①落札者の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

②暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③落札者の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦この契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、委員会が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（８）契約の解除

契約締結後であっても、提出書類等に虚偽の記載が明らかになった場合や受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合、及び契約者が 16（７）①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められる場合又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約者は損害賠償を納付しなければなりません。

なお、15（７）中「落札者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

（９）この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年 5 月政令第 16 号）、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）などに規定するところに従うものとします。

16 交付書類

- ・競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
- ・入札書（第 2 号様式）
- ・入札書錯誤無効届（第 3 号様式）
- ・一般競争入札辞退届（第 4 号様式）
- ・質問票（第 5 号様式）
- ・別紙「入札書封緘例」